

# 調 査 の 説 明

## 1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査であって、賃金、労働時間及び雇用の動きについて、栃木県における毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

## 2 調査の対象

この調査は、「毎月勤労統計調査地方調査」として、日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づく「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する事業所の中から抽出された約710事業所を対象としている。

## 3 調査期間

調査期間は平成25年1月から12月までであり、各月の集計においては前月の最終給与締切日の翌日から当月の最終給与締切日までの1か月を単位としている。

## 4 調査事項の定義

### (1) 常用労働者

常用労働者とは、次のうちのいずれかに該当する労働者のことである。

ア 期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者

イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われている者のうち、前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者

ウ 重役、理事などの役員のうち、常時事業所に出勤の上、一般の従業員と同じ給与規則又は基準で毎月給与の算定、支払いを受けている者

エ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

### (2) 一般労働者

一般労働者とは、常用労働者のうちパートタイム労働者を除いた労働者のことである。

### (3) パートタイム労働者

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、次のうちのいずれかに該当する労働者のことである。

ア 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者

イ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週の所定労働日数が一般の労働者より短い者

### (4) 出勤日数

出勤日数とは、調査期間中に労働者が業務遂行のため実際に事業所に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、1日のうち1時間でも就業すれば1出勤日となる。

また、2暦日にわたる就業の場合、出勤日数は2出勤日となる。1日に二度出勤しても1出勤日とする。

## (5) 実労働時間数

実労働時間数とは、調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は、給与が支給されているか否かにかかわらず除かれる。ただし、鉱業における坑内労働者については、入坑の時刻から退出の時刻までを労働時間とする。

また、運輸関係労働者の手待ち時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含まない。

### 「所定内労働時間」

労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時間と終業時間との間の実労働時間のことである。

### 「所定外労働時間」

早出、残業、休日出勤等の実労働時間のことである。

### 「総実労働時間」

「所定内労働時間」と「所定外労働時間」との合計である。

## (6) 現金給与額

現金給与額とは、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、「労働の対価」として使用者が労働者に通貨で支払うもの（所得税、社会保険料、組合費等を差し引く以前の額）をいう。

### 「きまって支給する給与」

労働協約、就業規則等によって、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって算定され支払われる給与のことであり、基本給のほか、家族手当、職務手当、精勤手当、時間外勤務手当、通勤手当等を含む。

### 「特別に支払われた給与」

- ア 夏季・年末の賞与、期末手当等の一時金
- イ 労働協約、就業規則等の改定によるベースアップ等が行われた場合の差額の追給分
- ウ 3か月を超える期間で算定される手当等
- エ 一時的又は突発的事由に基づいて支払われたもの及び労働協約、就業規則等によって、あらかじめ支給条件は確定しているが、支給事由の発生が極めて不確定なもの（結婚手当等）

### 「現金給与総額」

「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計額である。

### 「所定内給与」

「きまって支給する給与」から「超過労働給与」を差し引いた給与のことである。

### 「超過労働給与」

「きまって支給する給与」のうち、所定の労働時間を超えて提供した労働に対して算定される給与のことで、超過勤務手当、時間外勤務手当、休日出勤手当等のことである。